

第3回 西条市使用料等審議会

資 料

令和6年8月21日

西条市 下水道業務課

下水道使用料改定の概要

- (1) 令和 7 年度に西条市全体で平均改定率 2 8.6 %値上げし、西条地区と東予・丹原地区の下水道使用料を統一する。
- (2) 西条地区において、東予・丹原地区と同様に量水器の使用料を徴収する。

1 西条処理区の下水道使用料の改定について

(1) 改定内容

- ① 西条地区と東予・丹原地区の下水道使用料を統一する。
- ② 西条地区において、東予・丹原地区と同様に量水器の使用料を徴収する。
- ③ 使用料算定期間を 3 年間とする。3 年ごとに使用料の見直しを図る。
- ④ 令和 7 年 4 月、5 月使用分（7 月請求分）の下水道使用料の算定から適用する。

(2) 下水道使用料表

(1か月当たり、税抜)

種別	区 分		西条市統一	西 条 地 区		東 予・丹 原 地 区	
			改 定 後	改 定 前	差 額	改 定 前	差 額
一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	953円	707円	246円	800円	153円
	超過使用料 (1 m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	103円	76円	27円	90円	13円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	112円	83円	29円	100円	12円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	123円	91円	32円	115円	8円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	136円	101円	35円	135円	1円
		100m ³ を超えるもの	150円	111円	39円	155円	△5円
湯屋汚水	基本使用料	10m ³ まで	953円	707円	246円	800円	153円
	超過使用料 (1 m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	103円	76円	27円	90円	13円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	112円	83円	29円	100円	12円
		30m ³ を超えるもの	38円	28円	10円	30円	8円

○水道水使用（検針水量）の場合の下水道使用料表

量水器の検針水量に基づき算出

（1か月当たり、税込）

使用水量	西条市統一	西条地区		東予・丹原地区	
	改定後	改定前	差額	改定前	差額
10m ³	1,040円	770円	270円	880円	160円
20m ³	2,180円	1,610円	570円	1,870円	310円
30m ³	3,410円	2,520円	890円	2,970円	440円
40m ³	4,760円	3,520円	1,240円	4,230円	530円
100m ³	13,590円	10,080円	3,510円	12,920円	670円
500m ³	79,590円	58,920円	20,670円	81,120円	△1,530円
1,000m ³	162,090円	119,970円	42,120円	166,370円	△4,280円

○地下水使用（認定水量）の場合

世帯人数による認定水量に基づき算出

（1か月当たり、税込）

使用水量 （認定水量）		西条市統一	西条地区		東予・丹原地区	
		改定後	改定前	差額	改定前	差額
1人	8m ³	1,040円	770円	270円	880円	160円
2人	16m ³	1,720円	1,270円	450円	1,470円	250円
3人	24m ³	2,670円	1,970円	700円	2,310円	360円
4人	28m ³	3,160円	2,340円	820円	2,750円	410円
5人	32m ³	3,680円	2,720円	960円	3,220円	460円
6人	36m ³	4,220円	3,120円	1,100円	3,720円	500円

（３）量水器使用料表（地下水使用の事業所等が対象）

（1か月当たり、税抜）

口 径	西条市統一	西条地区		東予・丹原地区	
	改定後	改定前	差額	改定前	差額
13ミリメートル	60円	0円	60円	60円	0円
20ミリメートル	110円	0円	110円	110円	0円
25ミリメートル	120円	0円	120円	120円	0円
30ミリメートル	180円	0円	180円	180円	0円
40ミリメートル	260円	0円	260円	260円	0円
50ミリメートル	1,000円	0円	1,000円	1,000円	0円
65ミリメートル	1,200円	0円	1,200円	—	—
75ミリメートル	1,300円	0円	1,300円	1,300円	0円
100ミリメートル以上	1,700円	0円	1,700円	1,700円	0円

(案)

令和 年 月 日

西条市長 玉井敏久様

西条市使用料等審議会
会長 星加隆夫

下水道使用料の改定について（答申）

令和6年5月27日付け西下業第32号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改定することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

本市の下水道使用料は、平成16年11月の2市2町の合併以降、2つの地区の使用料体系が統一されていないため、同じ公共下水道を使用しているにもかかわらず、使用料に不均衡が生じている。また、公共下水道事業の経営状況においては、使用料収入だけでは汚水処理費の約半分しか賄うことができていないため、一般会計からの繰入金に依存している状況である。

このため、使用料の適正化を目的として、平成28年度から3年ごとに使用料の改定を実施しており、これまでに西条地区の使用料の改定を行ったことに加え、令和4年度においては「基本水量」、「認定水量」を統一したものの、未だに地域間格差が生じており、経費回収率も依然として低いままの現状である。

今回の審議会では、地域間格差の解消と経営状況の改善に向けて慎重に審議を行った結果、以下のとおり改定することが妥当であると考えます。

- 1 令和7年度に西条市全体で平均改定率約28.6%値上げし、西条地区と東予・丹原地区の下水道使用料を統一することとする。
- 2 西条地区において、東予・丹原地区と同様に量水器の使用料を徴収することとする。

附帯意見

- 1 公営企業として独立採算制による経営ができるよう早期に経費回収率100%を目指されたい。
- 2 使用料の見直しについては、3年程度を基本として定期的な見直しを図られたい。
- 3 使用料の改定にあたり、使用者には丁寧な理由の説明や周知を行うこととされたい。また、市民に対して公共下水道事業の経営状況について説明し理解を得られるように努められたい。
- 4 健全な経営を行うため計画的・効率的な事業運営に努められたい。

1 下水道使用料改定

(1) 下水道使用料表

(1 か月当たり、税抜)

種別	区 分		西条市統一	西 条 地 区		東 予・丹 原 地 区	
			改 定 後	改 定 前	差 額	改 定 前	差 額
一般 汚 水	基本使用料	10m ³ まで	953円	707円	246円	800円	153円
	超過使用料 (1 m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	103円	76円	27円	90円	13円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	112円	83円	29円	100円	12円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	123円	91円	32円	115円	8円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	136円	101円	35円	135円	1円
		100m ³ を超えるもの	150円	111円	39円	155円	△5円
湯 屋 汚 水	基本使用料	10m ³ まで	953円	707円	246円	800円	153円
	超過使用料 (1 m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ まで	103円	76円	27円	90円	13円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	112円	83円	29円	100円	12円
		30m ³ を超えるもの	38円	28円	10円	30円	8円

○水道水使用（検針水量）の場合の下水道使用料表

(量水器の検針水量に基づき算出)

(1 か月当たり、税込)

使 用 水 量	西条市統一	西 条 地 区		東 予・丹 原 地 区	
	改 定 後	改 定 前	差 額	改 定 前	差 額
10m ³	1,040円	770円	270円	880円	160円
20m ³	2,180円	1,610円	570円	1,870円	310円
30m ³	3,410円	2,520円	890円	2,970円	440円
40m ³	4,760円	3,520円	1,240円	4,230円	530円
100m ³	13,590円	10,080円	3,510円	12,920円	670円
500m ³	79,590円	58,920円	20,670円	81,120円	△1,530円
1,000m ³	162,090円	119,970円	42,120円	166,370円	△4,280円

○地下水使用（認定水量）の場合の下水道使用料表

(世帯人数による認定水量に基づき算出)

(1 か月当たり、税込)

使 用 水 量 (認定水量)		西条市統一	西 条 地 区		東 予・丹 原 地 区	
		改 定 後	改 定 前	差 額	改 定 前	差 額
1人	8m ³	1,040円	770円	270円	880円	160円
2人	16m ³	1,720円	1,270円	450円	1,470円	250円
3人	24m ³	2,670円	1,970円	700円	2,310円	360円
4人	28m ³	3,160円	2,340円	820円	2,750円	410円
5人	32m ³	3,680円	2,720円	960円	3,220円	460円
6人	36m ³	4,220円	3,120円	1,100円	3,720円	500円

(2) 量水器使用料表（地下水使用の事業所等が対象）

（1か月当たり、税抜）

口 径	西条市統一	西 条 地 区		東 予・丹 原 地 区	
	改 定 後	改 定 前	差 額	改 定 前	差 額
13ミリメートル	60円	0円	60円	60円	0円
20ミリメートル	110円	0円	110円	110円	0円
25ミリメートル	120円	0円	120円	120円	0円
30ミリメートル	180円	0円	180円	180円	0円
40ミリメートル	260円	0円	260円	260円	0円
50ミリメートル	1,000円	0円	1,000円	1,000円	0円
65ミリメートル	1,200円	0円	1,200円	—	—
75ミリメートル	1,300円	0円	1,300円	1,300円	0円
100ミリメートル以上	1,700円	0円	1,700円	1,700円	0円